

届出の受理，事情聴取等に活用している。さらに，公の施設，ホテル，大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている（警察施設外の相談会場借上げ（国庫補助金）：26年度7百万円，27年度7百万円）。

(5) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号103】

法務省においては，被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情への配慮と精神的負担の軽減のため，平成26年度に新営された検察庁2庁舎に被害者専用待合室を設置した。27年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁4庁舎についても，同室を設置することとしており，それ以外の検察庁については，スペースの有無，設置場所等を勘案しつつ，今後も同室の設置について検討していく。

また，犯罪被害者等のための待合室には，犯罪被害者等の心情に配慮し，精神的負担の軽減を図るための備品を順次整備している。

犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省

第3節 刑事手続への関与拡充への取組

① 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進

【施策番号104】

警察庁においては，性犯罪の被害者が警察へ届け出ずに医療機関を受診した場合，後に警察に届出をするときには身体等に付着した証拠資料が滅失している可能性があることから，医師等が受診時にこれを採取するための資機材を5都道県の医療機関に試行整備している。

(2) 冒頭陳述等の内容を記載した書面交付の周知徹底及び適正な運用

【施策番号105】

検察庁においては，犯罪被害者等の希望に応じ，公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するとともに，冒頭陳述の内容を記載した書面等の交付を全国で実施している。

また，法務省・検察庁においては，それらについて，会議や研修等の様々な機会を通じて検察官等への周知徹底を図り，一層適正に運用されるよう努めている。

(3) 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

【施策番号106】

第2次基本計画により，法務省においては，犯罪被害者等が被害者参加制度（裁判所から参加を許された犯罪被害者等が，原則として公判期日に出席できるとともに，一定の要件の下で証人の尋問や被告人に対する質問，意見の陳述ができる制度）を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い，2年以内を目途に結論を出し，必要な施策を実施することとされたところ，公判期日等に出席